

《支給要件確認用チャート》

(1) あなたは次のどれかに該当しますか？

- ①再貸付が終了予定または既に終了している。
- ②再貸付が不承認だった、または申請ができなかった。
- ③緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付が終了予定または既に終了している。(再貸付を申請中・利用中の場合を除く)



はい

(2) あなたは世帯の生計を維持している方ですか？



はい

(3) あなたの世帯の中に、生活保護、職業訓練受講給付金を受給中の方はいませんか？



はい

(4) あなたの世帯のこの1か月間の収入※は、次に該当しますか？

- ・1人世帯：11万5千円以下
- ・2人世帯：16万4千円以下
- ・3人世帯：20万1千円以下
- ・4人世帯：23万8千円以下
- ・5人世帯：27万6千円以下

※算定する収入の範囲等  
・給与収入の場合は、天引き前の給支給額(交通費は除く)  
・自営の場合は、経費を差し引いた控除後の事業収入  
・雇用保険や児童扶養手当、障がい者年金などの定期的に支給される公的給付  
・親族等からの継続的な仕送り



はい

(5) あなたの世帯の預貯金額は、次に該当しますか？

- ・1人世帯：48万6千円以下
- ・2人世帯：73万8千円以下
- ・3人世帯：94万2千円以下
- ・4人以上世帯：100万円以下



はい

(6) あなたはハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みをし、常用就職(期間の定めが6か月以上の労働契約)を目指して以下に掲げる求職活動を行いますか？

- ・月1回以上、松江市くらし相談支援センター(松江市社会福祉協議会)の面接等の支援を受ける
- ・月1回以上、ハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける
- ・月1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける



はい

あなたは支援金を受給できる可能性があります。

あなたは支援金の支給要件に該当しません。

いいえ